

平成27年度森林情報高度利活用技術開発事業
事業報告会

森林情報のオープンデータ化に 関する調査報告

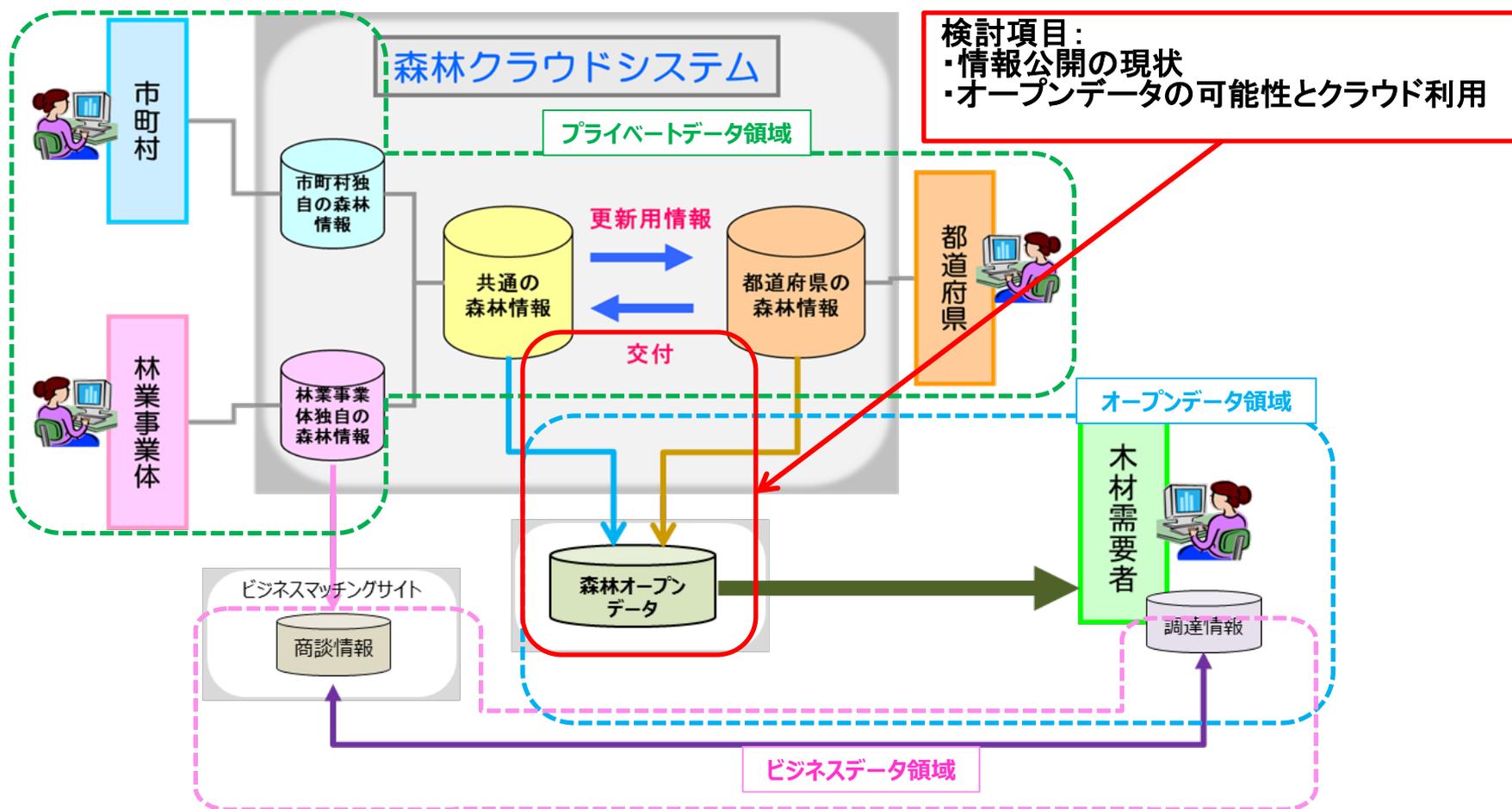
2016年3月14日

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

今年度検討の位置付け

今年度のテーマは「林業事業者・木材需要者」といった事業者の求める森林情報
そこで、

- ・現在、行政の森林情報は事業者が利用できる状態なのか
- ・森林情報はオープンデータとすることができるのか
- ・今後、行政の森林情報を公開する上で、森林クラウド・標準仕様はどのように利活用できるのかを調査検討



今年度実施項目

- 森林情報のオープンデータ化の検討
 - － 森林情報の公開状況の調査
 - － オープンデータ取組み状況の調査
 - － 既存公開情報のオープンデータ化の検討
 - － 森林情報の利活用事例調査・検討

- 森林クラウド・標準仕様の利活用検討
 - － 標準仕様の項目ごとの公開事例調査
 - － 森林クラウドでの情報公開の検討

オープンデータとは

オープンデータとは

- 自由に利用できるようにしたデータ、またその取組み
 - 自由に：誰でも、何にでも、再配布もOK
 - 利用できるように：使いやすく、見つけやすく
 - 誰が？：主に政府・行政とされている
- 経緯・関連する動向
 - 2009年米国 Open Government Initiative
 - 2009年英国 Data.gov.uk開設
 - 2011年 Open Government Partnership設立
 - 2012年 電子行政オープンデータ戦略
 - 2013年 G8オープンデータ憲章
 - 2013年 世界最先端IT国家創造宣言
 - 2013年 data.go.jp開設

オープンデータとは

- 「オープンデータ」の定義 いろいろ

- オープンデータハンドブック : <http://opendatahandbook.org/guide/ja/what-is-open-data/>
- G8オープンデータ憲章 : http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23_000044.html
- Open Definition 2.1 : <http://opendefinition.org/od/2.1/ja/>

まとめると…

- 原則公開
 - ・行政の持つデータは全て「原則公開」
- 誰でも・何にでも利用可能
 - ・幅広い用途のために誰もが利用可能
 - ・利用・加工・再配布して良い
- 使いやすく
 - ・インターネットでアクセス可能
 - ・オープンな形式で公開
 - ・出来る限り機械可読な形式で公開
 - ・使える環境・人材を整える

オープンデータとは

- オープンの二つの意味
 - 「オープン」ガバメント : 行政の透明化
 - 「オープン」ソース : 自由に利用・共有

- 公開情報 ≠ オープンデータ
 - 公開しています (ただし商業利用禁止...)
 - 自由に使えます (ただし申請が必要...)
 - 公開情報です (詳細は要問合せ...)

オープンデータとは

• オープンデータと林務での情報公開の違い

– オープンデータ

- 行政の業務・手続きで作成されたデータは原則公開すべき
- データそのものの価値に加え、「行政の透明化」が目的
- コストをかけず、行政の情報をそのまま公開
- ライセンスを明記

– 林務での情報公開

- 行政手続き、林業振興、不法行為削減など、用途・需要ありきの情報公開
- 誰にどう使って欲しいかが明確な情報を作成・公開
- 必要な人・使って良い人だけに提供
- ライセンスは不明確な場合が多い

自治体の森林情報公開状況調査

自治体調査

- 公開状況の調査
 - Webでの公開状況調査（都道府県）
 - 公開されている森林情報
 - 利用条件・ライセンス・取扱い要領
 - ヒアリング調査（10か所）
 - オープンデータへの取り組み状況・体制
 - 公開情報のオープンデータ化への課題
 - 事業者の森林情報の利活用状況
 - 森林情報の公開状況・公開目的・情報加工方法

- 自治体ヒアリング先



自治体の森林情報公開状況

- WebGIS・Web地図提供自治体：13
- 森林計画図 公開状況
 - WebGISでの公開：10
 - 窓口での提供（縦覧のみも含む）：41
 - 非公開・もしくは利用方法不明：2
- 森林簿 公開状況
 - WebGIS公開：8
 - 窓口での提供：28
 - 非公開・もしくは利用方法不明：13
 - オープンデータで公開：1（静岡県）

自治体の森林情報公開状況

- 森林簿に含まれる個人情報について (H25調査より)
 - 森林所有者に関する情報は原則非公開
 - 34都道府県が「地番は個人情報」と回答
- 閲覧・取得に関して
 - 申請方法・様式が明らか：43
 - 取扱要領・根拠法令が明らか：30
 - 森林情報をオープンデータとして公開：2 (福井県・静岡県)

自治体の森林情報公開状況

- 林業関連の公開事例（ライセンスが明示されていないものを含む）
 - － 行政手続き等で作成された情報（生情報）
 - 地域森林計画
 - 伐採届（個人情報を除く）
 - 森林簿（個人情報を除く）
 - 森林計画図
 - 航空写真
 - － 目的・用途に応じて作成された情報（加工情報）
 - （簡易）収穫予想表
 - 伐採跡地情報
 - 森林資源情報
 - 施業履歴
 - 市況情報
 - 整備予定量・素材生産予定量
 - 主伐発注計画
 - 主伐予定箇所（林班・字・面積・材積）

自治体の森林情報公開状況

- 行政が森林情報を公開する目的・メリット
 - 問い合わせ対応・申請手続きの軽減
 - 林地開発のための保安林の確認
 - 情報公開請求対応作業の軽減
 - 林業振興・需給予測
 - 伐採届・年間生産量予測から事業者の計画作成支援
 - 環境保全・違法伐採対策
 - 伐採届出済み箇所や皆伐未植栽地の確認・閲覧

自治体ヒアリング オープンデータについての疑問・懸念

- Q.オープンデータに需要はあるのか
 - A.需要・用途を制限せず、原則公開の理念
 - A.利用者・用途を広げることで需要が生まれるのを期待
- Q.オープンデータはコスト増につながらないか
 - A.普段の業務の結果をそのまま公開する
 - A.コストをかけず、継続的に実施可能な体制を作る
 - A.データの加工は利用者自身が行う

自治体ヒアリング オープンデータについての疑問・懸念

- Q.住民からのクレーム・訴訟につながらないか
 - A.個人情報情報は削除
 - A.データ利用による第三者の権利侵害は利用者が責任を負う
 - A.情報を取り扱う担当課の判断を優先

- Q.データの質が低い・電子化されていない
 - A.「実業務のデータ」として質が担保されていれば良い
 - A.他の情報と整合しなくとも、行政事務の中で実際に用いるデータであることが重要（行政の透明性）

オープンデータ先進事例調査

福井県のオープンデータの取り組み

- 福井県
 - オープンデータガバメントの進捗：日本国内2位
 - Open Data Censusスコア：550
<http://jp-city.census.okfn.org/place/fukui>
- 取り組みの経緯
 - 平成20年 WebGISで森林情報を公開
 - 平成24年ごろ福井県下の市町でオープンデータの取り組み開始
 - 平成25年 福井県でオープンデータの取り組み開始
 - 福井県下で内容・形式の統一
- 取り組み体制
 - 政策統計・情報課がオープンデータを所管
 - データ所管課が公開の判断
 - 政策統計・情報課にデータを提出、データ変換・公開
 - →既存の情報公開と同じフロー

福井県のオープンデータの取り組み

- 森林情報のオープンデータ状況
 - － 各種図面（CD-Rメディアを郵送して提供）
 - ファイルサイズの問題からWeb公開できず
 - － 森林資源表（Web公開）
- オープンデータの取り組み
 - － 職員への普及
 - 全所属を対象にした庁内勉強会の開催
 - － できるところから取り組む
 - まずは既存公開情報をオープンデータ化
 - － オープンデータのメリット
 - 公開請求等の問い合わせ対応が軽減
 - 市民参加イベントで地域課題の解決
 - － 森林情報の観光利用
 - トレイルランニングイベント開催に合わせ、林道情報の公開
 - － 今後の取組み・目標
 - 福井県下市町村のデータ形式・粒度の統一化
 - 利用事例の拡大（コンテスト実施など）

静岡県のオープンデータの取り組み

- 静岡県
 - オープンデータガバメントの進捗：日本国内5位
 - Open Data Censusスコア：525
<http://jp-city.census.okfn.org/place/shizuoka>
- オープンデータの取り組み経緯
 - 平成26年 静岡県情報化基本計画「新ふじのくにICT戦略」
- 森林情報公開の経緯
 - 平成17年「静岡県森林と県民の共生に関する条例」
 - 平成20年 森林WebGISの公開
 - 平成28年3月7日 森林簿・森林計画図をオープンデータ化

静岡県のオープンデータの取り組み

- オープンデータの取り組み体制
 - 技術管理課がオープンデータ所管
 - 静岡県下市町も「ふじのくにオープンデータ」で情報公開可能
 - 個人情報を含まないものであれば各部署の判断で公開
- 森林情報の公開方針
 - 「森林保全・施業集約化」が目的、オープンデータとは別の動き
 - 個人情報を除いて「出せるものは出す」
 - 情報を公開することで申請業務を削減
 - 適さない用途での利用や苦情などのリスクが課題
 - 免責や利用許諾は明記しているが…
- 森林情報のオープンデータ化について
 - 森林簿のオープンデータ化は日本初！
 - 既存の公開情報だった森林簿・森林計画図のオープンデータ化
 - オープンデータにすることで、課題だった苦情などのリスクを軽減したい

オープンデータの先進事例 まとめ

- オープンデータに取り組む自治体の傾向
 - 先進的なGIS利用・WebGISの公開を行っている
 - データの利活用のメリットが可視化されやすい
 - 情報の電子化・共有が進んでいる
 - 情報を集約する体制・システムがある
 - 広報課、情報課、統合型GISなど、情報集約の下地がある
 - オープンデータのための体制構築や新たな業務が比較的少ない
- オープンデータの対象になる情報
 - 既に公開されている情報



- **今と変わらず対応できる体制**
- **今と変わらないならやろうという判断**
- 「今と変わらないならやらなくて良い」を変えるには…
 - 「オープンデータの用途やメリットは後から」ではあるけれど、利活用事例を増やす、普及する

オープンデータの今後の取組み

- 自治体でのオープンデータの今後の取組み
 - － 自治体間での標準化
 - データの粒度・項目・語彙・フォーマット
 - － 事業者・市民との連携体制
 - 協議会体制、利活用イベントの実施、口コミ等市民情報の活用
 - － 普及啓発
 - 事業者・市民への普及
 - 庁内オープンデータ担当部署以外への普及
 - 他の自治体との連携・事例の共有

森林情報の公開と 森林クラウド・標準仕様

森林情報公開の課題

- 森林情報を公開する上での課題・懸念
 - － 情報公開・更新のコスト
 - 電子化・情報加工のコスト
 - 公開のためのインフラのコスト
 - － 他の情報との不整合の顕在化
 - 用途によって異なる精度・粒度
 - 自治体ごとに異なる形式・項目
 - － 適さない用途・目的・利用者の情報利用
 - 情報精度に適さない目的での利用
 - オープンデータの場合「目的を制限しない」という点が不安
 - 法的に責任はなくても、行政サービスとして責任を感じる
 - － 市町村・都道府県で公開できる情報の違い
 - 情報公開・オープンデータの方針が都道府県と異なる
 - マスター情報は都道府県
 - 現場の情報は市町村

情報公開での森林クラウド・標準仕様の利用

- 情報公開の課題への森林クラウド利用
 - － 情報加工・更新の手間・負荷
 - 森林クラウド上で標準仕様の項目ごとに公開することが可能
 - 実利用する森林クラウドからリアルタイムに更新可能
 - － 市町村・都道府県ごとの情報形式・粒度の違い
 - 標準仕様を適用することで標準化されたデータが公開可能
 - － 用途・利用者に応じた情報の提供
 - 利用者ごと・項目ごとにアクセス権限を設定することが可能

まとめ

- 自治体のオープンデータに関する取り組み
 - 無理せず、コストをかけず継続して取り組める体制が必要
 - 公開済み情報のオープンデータ化から進んでいる
 - 事例があれば他の地域に展開されやすい
 - オープンデータはGISと相性が良い（公開体制・利活用環境）
- 森林情報の公開状況・オープンデータ化の状況
 - 公開事例は多いがオープンデータは少ない
 - 森林情報には個人情報も含まれている
 - オープンデータとなることで事業者の利用が見込まれる情報がある
- 情報公開での森林クラウド利用
 - 森林クラウド、標準仕様で情報公開の課題の一部を解決できる
- オープンデータの今後の検討課題
 - 使いやすく
 - 公開されるデータの標準化、利用環境の整備
 - 利用の拡大
 - イベントなど普及活動
 - 事例の共有
 - 対象とするデータの拡大